



2020年11月24日発行【CRDBからの最新情報】

★ 化学品・環境管理関連 ★ (Vol.9)



【もくじ】



■ コラム

- **新化学物質、危険化学品の法令(意見募集案)から中国化学品管理制度の動きを見極める**
- 「中国現有化学品物質目録」、「優先的なコントロールの化学品」などリストが更新
- **今年の秋冬、北京・上海都市圏で揮発性有機化合物(VOCs)排出の規制が強化**

■ CRDBで紹介している関連最新ニュース

化学品・環境管理関連



- **新化学物質、危険化学品の法令(意見募集案)から中国化学品管理制度の動きを見極める**

2020年8月17日、中国生態環境部から「新化学物質管理登記ガイドライン」(意見募集案)(以下「本ガイドライン」と略称する)が公布された。

新化学物質に関しては、「新化学物質環境管理通常登記」「新化学物質環境管理簡易登記」及び「新化学物質環境管理備案」で申請管理すると明らかになった。

今後、申請人及び代理人は、「弁法」及び「ガイドライン」の要求に従って、新化学物質環境管理登記を申請し、

追跡管理要求に従って有効な措置を採用し、新化学物質の環境安全リスクの防止・コントロールが求められるようになる。

本ガイドラインで言及する新化学物質とは、主に「中国現有化学品物質名録」に記載されていない化学物質、

また収録される化学物質の許容用途以外のその他工業用途で使用される化学物質等7つカテゴリーに分けられているものである。

詳細な内容については[「新化学物質環境管理登記ガイドライン」\(意見募集案\)が公布](#)をご覧ください。

続いて、本年10月2日には中国应急管理部が「危険化学品安全法(意見募集案)」(以下「本安全法」と略称する)を公布した。

正式に公布されれば、危険化学品の扱いが現行条例(「危険化学品安全管理条例」)から法律のレベルに格上げされ、厳格かつ規範的に管理される見通しである。

本安全法によって、危険化学品は生産、貯蔵、使用、販売、運輸及び廃棄処理のライフサイクル全体で管理されることになる。

国務院の所属部門は、危険化学品に関し「目録管理」という制度で、分類して管理することになる。

具体的には、応急管理部門、生態環境部門、衛生管理部門が、それぞれで危険化学品分類鑑別機構を通じて、

化学品の期限性、環境危害性、毒理特性を鑑定し、随時、危険化学品目録を調整・整備する。

今後、危険化学品に関しては登記制度が実施され、管理されることになる。そのために生産業者と輸入業者は、

国務院の応急管理部門に危険化学品の登記申請を行うことが必須となる。主な申請内容は次の通り。

①分類とラベル情報。②物理・化学性質。③主要用途。④危険特徴。⑤貯蔵、使用、運輸と廃棄処置に関する安全要件。⑥危険状況の処置・措置。

詳細内容については「[中国で危険化学品管理が条例から法律へ格上げの見通し](#)」をご覧ください。

● 「中国現有化学品物質目録」、「優先的なコントロールの化学品」などリストが更新

2020年11月17日、本年2期目の「中国現有化学品物質目録」の増補作業が再開された。

今回計245種類の化学物質が同目録に収録される予定である。

今までの経緯を触れておくと、2013年1月に環境保護部(現在の生態環境部)より「中国現有化学品目録(2013年版)」が公布された。

この目録には、1992年1月1日～2003年10月15日までの期間に、中国国内で製造、加工、販売、使用又は輸入された45,612種類の既存化学物質が収録された。

その後、環境保護部(現在の生態環境部)は、2016年3月、2018年11月、2019年1月、2020年1月、5月、10月に「中国現有化学物質目録」の増補作業を行い、計335種類の化学物質を新たに同目録に加えている。

一方、「中国現有化学物質目録」に収録されていない化学物質、及び、同目録に収録されかつ新用途環境管理に従って管理される化学物質については、

許容用途以外のその他の工業用途で使用されるものとして「新化学物質」と呼ばれる。

この新化学物質に関しては、来年1月から実施される「新化学物質環境管理登記弁法」によって、環境管理登記制度に則り管理されることになる。

具体的には、新化学物質の生産業者と輸入業者は、生産または輸入する前に、新化学物質環境管理常規登記証、簡易登記証、又は、新化学物質環境管理備案(届出)の申請が必要となる。

詳細な内容について、[新「新化学物質環境管理登記弁法」の実施前後 登記申請上の注意事項](#)をご覧ください。

「優先的なコントロールの化学品」についても動きがあった。2020年11月2日、生態環境部、工業と情報化部及び衛生健康委員会が共同で、

29品目の化学品が「優先的なコントロールの化学品リスト」に収録されることを公表した。同リストは、2017年12月に初めて

計40品目の化学品を優先的なコントロールの対象としたもので、その後、生態環境部などの関係部門が2度、同リストの増補作業を行ってきた。

「優先的なコントロール化学品」とは、固有の危険有害性があり、環境中で長期間存在すれば、環境及び人体の健康に危険を及ぼす高リスクの化学品であることを指す。

「優先的なコントロールの化学品」に収録された化学品に対しては、環境リスクコントロール措置を行わなければならない。

詳細内容については[「29 品目の化学品が「優先的なコントロールの化学品」になる」](#)をご覧ください。

● **今年の秋冬、北京・上海都市圏で揮発性有機化合物(VOCs)排出の規制が強化**

中国中央政府が地方政府と共に「揮発性有機化合物(VOCs)排出」に対して厳格的に整理・管理する動きをとることが明らかになった。

2020年6月24日、中国生態環境部により「2020年揮発性有機化合物(VOCs)の規制攻略方案」(以下「本攻略方案」と略称する)が制定、

公布された。これにより、2020-2021年の秋冬の時期には、

中国北京市都市圏(京津冀「北京市、天津市と河北省の略称」と周辺地域)・上海都市圏(長江デルタ「上海市、浙江省、江蘇省と安徽省の広域」)・汾渭平原で、

VOCs 排出のコントロール及び該当企業への監督管理が強化されることになる。

また、本年10月30日には生態環境部が国務院の9部門と上記地区の地方政府が共同で、

それぞれで、「京津冀と周辺地域、汾渭平原 2020-2021年秋冬季節の大気汚染総合規制攻略方案」と

「長江デルタ 2020-2021年秋冬季節の大気汚染総合規制攻略方案」を策定、公布した。

これにより、上記地区での石油・化学、製薬、電子製造、包装印刷、自動車製造を主とする業界の工業園区、

及び、農薬製造、工業塗装、日用化学工業、電子部品製造等を主とする企業集落では、整備が強化され、

無組織排出特別抑制要求が厳格に実施されることになる。また、環境・空気に関する VOCs の観測網を構築し、汚染源での VOCs 監視を強化することになる。

.....
.....
.....